

医学部図書館の無人開館の利用に関する申合せ

(趣旨)

- 1 この申し合わせは、山形大学医学部図書館（以下「図書館」という。）の無人開館の利用について、必要な事項を定めるものである。

(利用者)

- 2 無人開館を利用できる者は、学部長からセキュリティカードの貸与を受けた本学部の教職員、大学院学生及び学部学生で、図書館長が利用を認めた者とする。

(事前申請)

- 3 無人開館を利用する場合は、初回利用開始日の3日前（土曜日、日曜日、休日及び12月28日から1月4日を除く）までに図書館長宛に「無人開館利用申請書」を提出する。
学部学生の許可期間は、在籍期間とする。

(利用方法)

- 4 利用方法は次の手順による。
 - (1) 利用者は、セキュリティカードにより入退館するものとする。
 - (2) 利用者は、有人開館に引き続き無人開館を利用する場合にあっても、一時退館の上、あらためてセキュリティカードにより入館するものとする。

(利用条件)

- 5 利用条件は、次のとおりとする。
 - (1) 図書館資料の利用は、館内閲覧に限る。
 - (2) カード式複写機の利用については、利用者が責任を負う。
 - (3) コンピュータの利用は認めない。
 - (4) 館内での飲食は認めない。
 - (5) 荷物による席の占有や私物放置は認めない。
 - (6) 非常時は、利用者が緊急連絡用の電話により防災センターへ連絡する。

(開館時間)

- 6 無人開館の時間は、次のとおりとする。
 - (1) 有人開館の閉館時刻から24時まで（有人開館を行う土曜日・日曜日・祝日の8時15分から開館時刻までを含む。）及び休館日の8時15分から24時までとする。
 - (2) 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、臨時に無人開館日及び無人開館時間を変更することができる。
 - (3) 前項の規定にかかわらず、緊急の場合に限り、図書館長、図書館職員が必要と認めたときは、臨時に無人開館を停止することができる。

(利用の停止)

- 7 図書館長は、この申し合わせに違反した利用者に対し、無人開館の利用を禁止することができる。

(その他)

- 8 この申し合わせに定めるもののほか、医学部図書館の無人開館の利用に関する必要な事項は図書館長が定める。

附 則
この申合せは、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この申合せは、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この申合せは、平成 2 5 年 9 月 1 0 日から施行する。

附 則
この申合せは、平成 2 6 年 6 月 2 日から施行する。

附 則
この申合せは、平成 2 8 年 9 月 2 0 日から施行する。